

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報公開

改正労働者派遣法に基づき、当社におけるマージン率等の情報を公開致します
下記情報は令和5年9月末時点のデータです

■事業所別マージン率

《本社》 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-7-26 錦MJビル7F	
① 派遣労働者数	26 人
② 派遣先事業所数	9 社
③ 労働者派遣の料金 (1日(8時間)当たりの平均)	32,675 円
④ 派遣労働者の賃金 (1日(8時間)当たりの平均)	25,329 円
⑤ マージン率	22.5 %
⑥ 教育訓練	ビジネスマナー教育、個人情報保護教育、安全衛生教育、派遣法の解説
⑦ 福利厚生	各種社会保険の加入、年次有給休暇・法的休暇の付与、定期健康診断
⑧ キャリア・コンサルティング 相談窓口	相談窓口: 管理本部 電話番号: 052-627-6000
⑨ 派遣労働者の 待遇決定方式	労使協定方式 ・協定労働者の範囲: プログラマー、システムエンジニア、オペレータ ・協定書の有効期限: 令和6年3月31日(各範囲同様)

《東京支店》 〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南3-7-1 代官山島田ビル5F	
① 派遣労働者数	6 人
② 派遣先事業所数	3 社
③ 労働者派遣の料金 (1日(8時間)当たりの平均)	33,850 円
④ 派遣労働者の賃金 (1日(8時間)当たりの平均)	26,466 円
⑤ マージン率	21.8 %
⑥ 教育訓練	《本社》と同様
⑦ 福利厚生	《本社》と同様
⑧ キャリア・コンサルティング 相談窓口	相談窓口: 総務課 電話番号: 03-5794-9001
⑨ 派遣労働者の 待遇決定方式	労使協定方式 ・協定労働者の範囲: プログラマー、システムエンジニア、オペレータ ・協定書の有効期限: 令和6年3月31日(各範囲同様)

マージン率の計算式: $(③ - ④) \div ③ \times 100$ (小数点第2以下、四捨五入)

※マージン率には下記内容が含まれています

- ・交通費(通勤交通費、出張費)
- ・法定福利費(事業主が負担する社会保険料、労働保険料)
- ・事業運営費(人件費、通信費、オフィス賃借料等の諸経費)

株式会社 ベネフィット
許可番号 (派) 23-300104